

資料—2

## 水源地域ビジョンの概要

### 1. 水源地域ビジョンとは

平成24年9月20日

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会事務局

# 1. 水源地域ビジョンとは

## ◆経緯

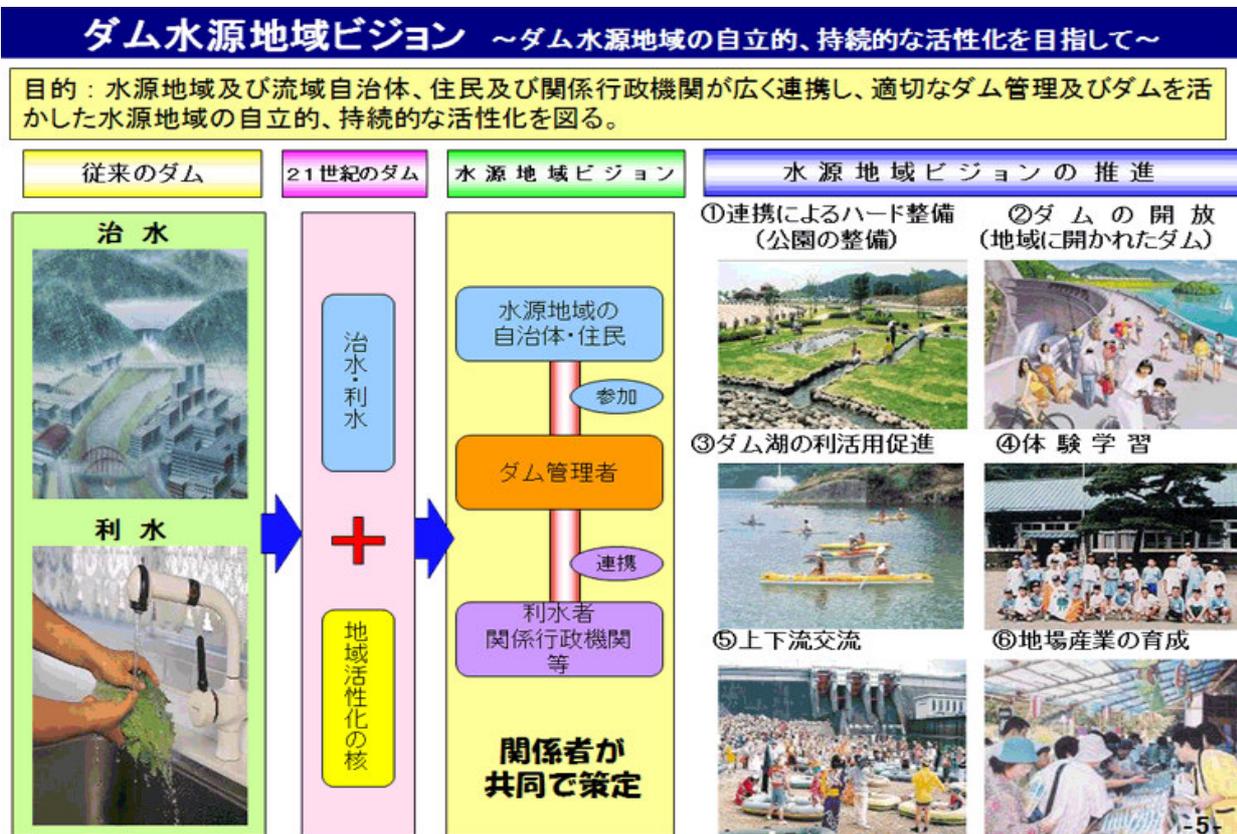
- ◆ 平成 13 年 4 月 12 日に、国土交通省河川局長及び都市・地域整備局長から『水源地域ビジョン』による 21 世紀のダムづくりの推進について」が通達されました。その中で「水源地域ビジョン策定要綱」が示されています。
- ◆ 水源地域ビジョンは、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局が、この策定要綱の趣旨を踏まえて、関係行政機関や流域の関係者の協力と理解を得ながら、水源地域の自治体、住民等と共同でダムごとに、「水源地域ビジョン」を策定し、水源地域の活性化を積極的に推進するものです。

## ◆目的

- ◆ 「水源地域ビジョン」は、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的としています。

## ◆特徴

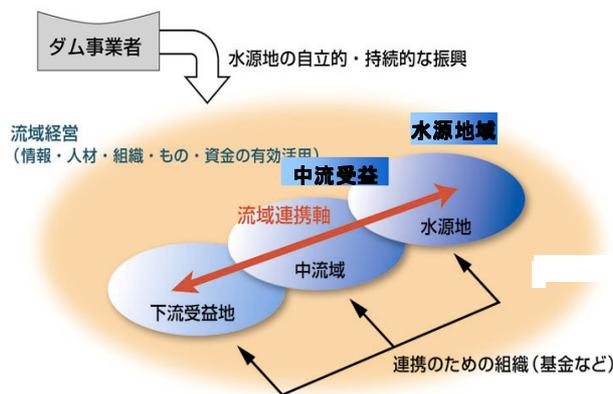
- ◆ 人づくりや既存施設の有効活用の推進等のソフト対策に重点を置きます。
- ◆ 施設整備を伴う場合は、当該施設の有効利用の方策や維持管理等について盛り込みます。
- ◆ 流域の住民がビジョンの趣旨を理解し、上下流交流や流域の環境保全に関する活動等に参加、協力しやすいような内容とします。



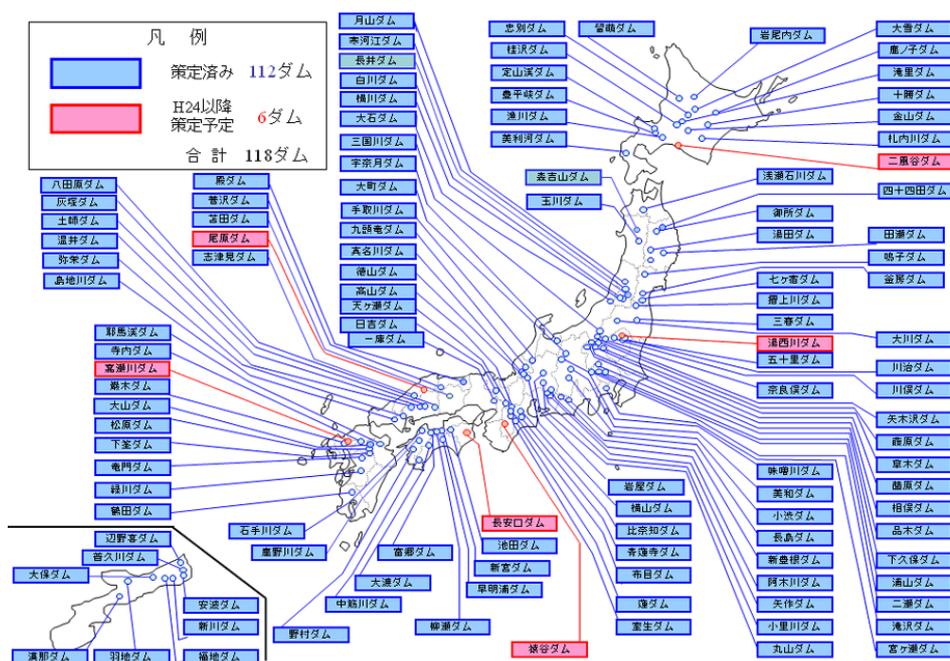
水源地域ビジョンのイメージ図（国土交通省ホームページ）

## ◆水源地域ビジョンの内容

- ◆ 我が国の国土面積の約2割を占めるダムの集水区域、いわゆる水源地域は、これまで流域の水源として治水、利水、環境面において国土の発展を支えてきました。
- ◆ 今後、21世紀のダム事業・ダム管理においては、水源地域と中・下流受益地の住民及び組織の自主的な参加を通じた「流域共同体意識（パートナーシップ）」の下、従来、ダムに求められていた治水や利水といった機能に加え、水源地域活性化の核として、ダム及びダム周辺の自然及び水源地域の伝統的な文化活動等を利用した水源地域の自立的・持続的な活性化を図るためのハード、ソフト面の総合的な整備が期待されています。
- ◆ このため、水源地域が有する公益的な機能を確保することで、バランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的に、水源地域の地域づくり活動の具体的計画として「水源地域ビジョン」を策定します。
- ◆ 「水源地域ビジョン」は、ダム水源地域の地元住民、関係諸機関、ダム管理者等が策定主体となり、水源地域ビジョンの検討・策定を進めます。



水源地域と上下流の関係（国土交通省ホームページを基に作成）



水源地域ビジョンの策定状況（平成21年3月現在 国土交通省ホームページ）

◆水源地域ビジョンの策定・推進の基本事項

- ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画。
- ダム周辺や地域資源を活かした活性化の方策と関係機関等が行う支援方策等を定める。
- ソフト対策に重点を置いた方策を検討する。
- 流域の住民が参加、協力しやすいような内容があることが望ましい。
- 流域の自治体、住民、ダム管理者、関係行政機関、有識者等からなる策定組織を設置する。
- ビジョンに基づく地域活性化を推進するための組織づくりを行う。
- 事業や活動に対して流域関係者等の協力や積極的な参加を呼びかける。
- 策定後は一般に公表し、年度毎にフォローアップを行い、追記・修正を加える。

(策定要綱の主旨)

## (参考) 水源地域ビジョン策定要綱

### 水源地域ビジョン策定要綱

(平成13年4月12日、国土交通省)

#### 第1 目的

この要綱は、国土交通省所管の直轄ダム及び水資源開発公団ダムに関して、ダム事業者・管理者が水源地域の自治体等と共同で策定を行う「水源地域ビジョン」の基本的な事項を定め、水源地域及び流域の自治体、住民及び関係行政機関等と広く連携し、適切なダム管理及びダム（ダム湖及びダム周辺の施設等を含む。）を活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図ることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱において「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画である。

#### 第3 対象ダム

- (1) 国土交通省所管の直轄ダム、水資源開発公団ダムを対象とする。
- (2) 全ての直轄及び水資源開発公団の管理ダムについて、おおむね5年以内に水源地域ビジョンを策定するものとする。なお、管理中のダムの「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、次のいずれかに該当するダムを優先して行うものとする。
  - ダム周辺環境整備事業に新規に着手するダム
  - 「地域に開かれたダム」に指定されたダム
  - 水源地域対策特別措置法施行以前に建設が開始され同法の対象となっていないダム等水源地域活性化を優先して推進する必要があるダム
  - 水源地域の市町村や流域関係者が水源地域の活性化や上下流交流の活動に取り組んでいるダム
- (3) 建設中のダムについては、管理に移行するまでに「水源地域ビジョン」を策定するものとする。

#### 第4 「水源地域ビジョン」の策定方法

- (1) 「水源地域ビジョン」の策定主体は、ダム事業者・管理者、水源地域の自治体、住民等とする。策定主体は、「水源地域ビジョン」の策定に際し、流域の自治体、住民、関係行政機関等に、参画を求めていくものとする。
- (2) 「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、(1)の趣旨を踏まえて、ダム事業者・管理者、流域の自治体、住民、関係行政機関、有識者等からなる組織（以下、「水源地域ビジョン策定組織」という。ダムごとに相応しい名称を付けること）を設置し、水源地域の関係者の意向を反映できる方法により行うものとする。
- (3) 原則として、ダム事業者・管理者が「水源地域ビジョン策定組織」の事務局を受け持つものとする。

## 第5 「水源地域ビジョン」の内容

「水源地域ビジョン」には、ダム及びダム周辺の豊かな自然及び水源地域の伝統的な文化活動等を利用した水源地域の自立的、持続的な活性化の方策とともに、ダム事業者・管理者及び関係行政機関等が行う支援方策等を定める。

「水源地域ビジョン」は、人づくりや既存施設の有効活用の推進等のソフト対策に重点を置くものとする。なお、施設整備を伴う場合は、当該施設の有効利用のための方策や維持管理等について、「水源地域ビジョン」に盛り込むものとする。

さらに、流域の住民が「水源地域ビジョン」の趣旨を理解し、上下流交流や流域の環境保全に関する活動等に参加、協力しやすいような内容であることが望ましい。

(2) 「水源地域ビジョン」は、ダムごとに現状と課題を整理した上で、水源地域の活性化を推進する内容、手法等を盛り込むことが望ましい。

一般的には次のような項目が上げられる。

### ●水源地域ビジョンの内容

具体的な内容の例としては次のようなものがある。

ア 連携によるハード整備・ソフト対策

イ 水を軸とした地域間交流の促進

ウ 地場産業の振興

エ 豊かな自然、文化等の提供 等

### ●水源地域ビジョン実施の手法

具体的な実施手法の例としては次のようなものがある。

ア 地方整備局による総合調整・支援

イ 人づくり、関係者の意識の向上

ウ 相談窓口

エ 情報発信 等

### ●水源地域ビジョン実施のための役割分担、連携・協力の方法

### ●その他、水源地域の活性化に必要な事項等

## 第6 「地域に開かれたダム」等との調整

(1) 「地域に開かれたダム」に指定されたダム及びその整備計画を策定中のダムについては、「地域に開かれたダム」と十分に調整し、「地域に開かれたダム」で整備する施設等の利活用についても「水源地域ビジョン」に定め、ダム及び関連施設を有効に活用して、水源地域の活性化を推進するものとする。

(2) 水源地域対策特別措置法の指定ダムについては、「水源地域整備計画」（同法第4条）に基づく施設の利活用についても検討する等「水源地域整備計画」と整合が図られたものとする。

## 第7 「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の推進

- (1) ダム事業者・管理者は、水源地域の自治体、住民等が行う水源地域の活性化のための活動を支援するとともに、流域の自治体、関係行政機関、NPO、住民等に対しても情報提供や活動への理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- (2) 「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の着実な実施と関係者間の役割分担、連携・協力を円滑に進めるために、水源地域ビジョン策定組織を活用する等して水源地域ビジョンの推進組織づくりを積極的に行うものとする。

## 第8 水源地域活性化の総合的な支援

- (1) 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務所（以下、「地方整備局等」という。）においては、「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化を関係部、事務所等が連携して、総合的に支援していくものとする。このため、必要に応じ、水源地域の自治体等と設置する水源地域ビジョン推進組織に参画し、積極的な支援をするものとする。
- (2) 地方整備局及びダムごとに設置する水源地域ビジョン推進組織等に対して、水源地域活性化の円滑な推進のための指導等を行うことを目的として、国土交通省内に水源地域ビジョン会議を設置するものとする。

## 第9 「水源地域ビジョン」の公表

「水源地域ビジョン」は、策定後、インターネットのホームページに掲載する等の方法により、一般にも公表し、水源地域ビジョンに基づく事業や活動に対して流域関係者等の協力や積極的な参加を呼びかけるものとする。

## 第10 「水源地域ビジョン」のフォローアップ

「水源地域ビジョン」に基づくハード事業やソフト対策の実施に際して、年度毎に目標達成状況のチェック、効果、水源地域の満足度等を確認し、必要があればビジョンの修正、追加等を行うものとする。

## 第11 「水源地域ビジョン」に関する報告

- (1) 水資源開発公団総裁は、ダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時には、水源地域ビジョンを添えて、当該ダム所在地の所管地方整備局長に報告するものとする。
- (2) 地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長（以下、「地方整備局長等」という。）は、水資源開発公団ダムを含めダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時は、水源地域ビジョンを添えて水源地域ビジョン会議に報告するものとする。
- (3) 地方整備局長等は、年度毎に「水源地域ビジョン」に基づく、事業等の実施状況及び水源地域活性化の達成状況等を水源地域ビジョン会議に報告するものとする。



